

# 評議員会会議資料

(令和4年度 第3回)

令和5年3月28日 (火)

社会福祉  
法 人 神栖市社会福祉協議会

## 令和4年度 第3回 神栖市社会福祉協議会評議員会次第

日 時：令和5年3月28日(火)

午後2時00分から

場 所：神栖市保健・福祉会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 令和5年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）について

議案第2号 令和5年度 社会福祉事業区分収支予算（案）について

議案第3号 令和5年度 公益事業区分収支予算（案）について

議案第1号 神栖市社会福祉協議会 令和5年度事業計画(案)について

<提案理由>

「第5次地域福祉活動計画（令和2年度～6年度）」に基づき、令和5年度本会事業計画(案)を、別添「令和5年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり作成しました。

審議の上、決議願います。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和5年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和4年度 第3回 評議員会

議案第2号 令和5年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第3号 令和5年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

令和5年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の令和5年度収支予算(案)を、別添「令和5年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、神栖市からの法人運営費助成金にについて、社協職員設置費助成金、社協運営費助成金、社協事業費助成金の助成要望を行った結果、いずれの助成金についても要望額（助成金総額116,269千円。前年比828千円増）のとおり内示を頂いております。審議の上、決議願います。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和5年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和4年度 第3回 評議員会

## <資料> 本会定款、規程等（抜粋）

### < 定 款 （令和4年3月 改定） >

#### （評議員会の構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### （評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （12）その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （評議員会の議長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

#### （評議員会の決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### （評議員会の議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

#### （事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### < 経理規程 （令和2年10月 改訂） >

#### （予算の基準）

第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
- 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

#### （予算の事前作成）

第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。